

3 手続

(1) 適用の範囲

下記のいずれかの制度を活用して計画される公開空地等

- ア 都市計画法第 8 条第 1 項第 3 号の高度利用地区のうち都市計画法第 12 条第 1 項第 4 号の市街地再開発事業を伴うもの
- イ 都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号の特定街区
- ウ 都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号の 2 の都市再生特別地区
- エ 都市計画法第 12 条第 1 項第 4 号の市街地再開発事業
- オ 都市計画法第 12 条の 5 第 3 項の再開発等促進区を定める地区計画
- カ 建築基準法第 59 条の 2 の総合設計*のうち都が許可する建築物の建築に係るもの

*総合設計：敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例

(2) 協議の主体

(1)のいずれかの制度を活用して公開空地等を計画する者(以下「事業者」という)

(3) 協議の内容

ア 事前相談

東京都景観計画に基づく大規模建築物等の建築等に係る事前相談に引続き、みどりのネットワークに係る総合基礎情報を提供します。

具体的には、街路樹等のみどりの軸や公園緑地等のみどりの拠点等公共のみどりと、(1)により民間で創出された公開空地等の情報を示した 1/10,000 の図面(みどりのデータマップ)を提供します。

この図面と手引を基に、みどりのネットワークを考慮した公開空地等の機能を最大限に引き出すみどり空間の計画を検討していただきます。

検討結果は、「みどりの計画書」としてまとめていただきます。

イ 協議

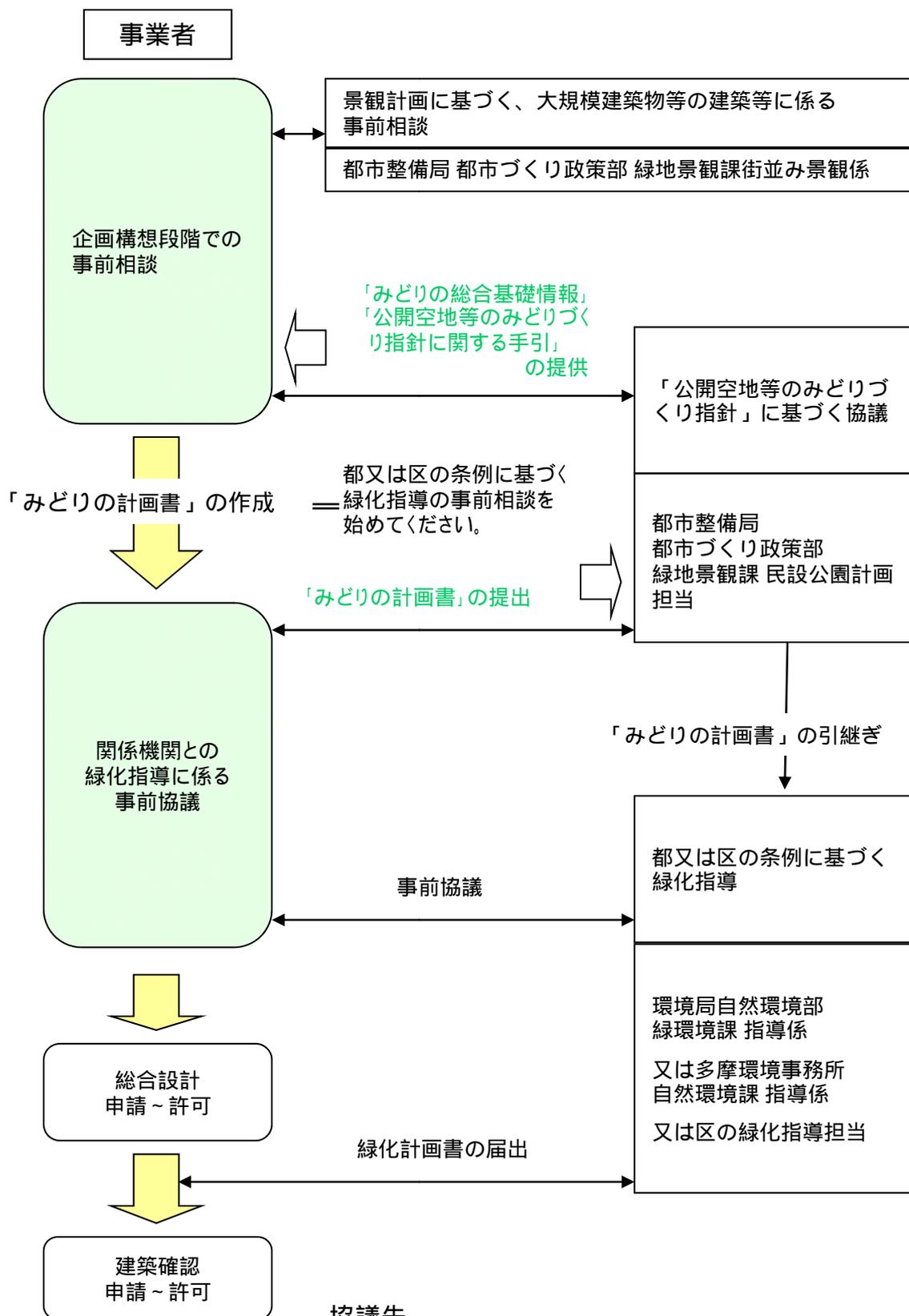
(1)の各制度の運用に則った協議に際して、「みどりの計画書」を提出していただきます。

空間計画の考え方について協議し、確定します。

(4) 「みどりの計画書」の活用

環境局又は区の指導において、「みどりの計画書」での考え方を踏まえて緑化計画書の作成をお願いします。

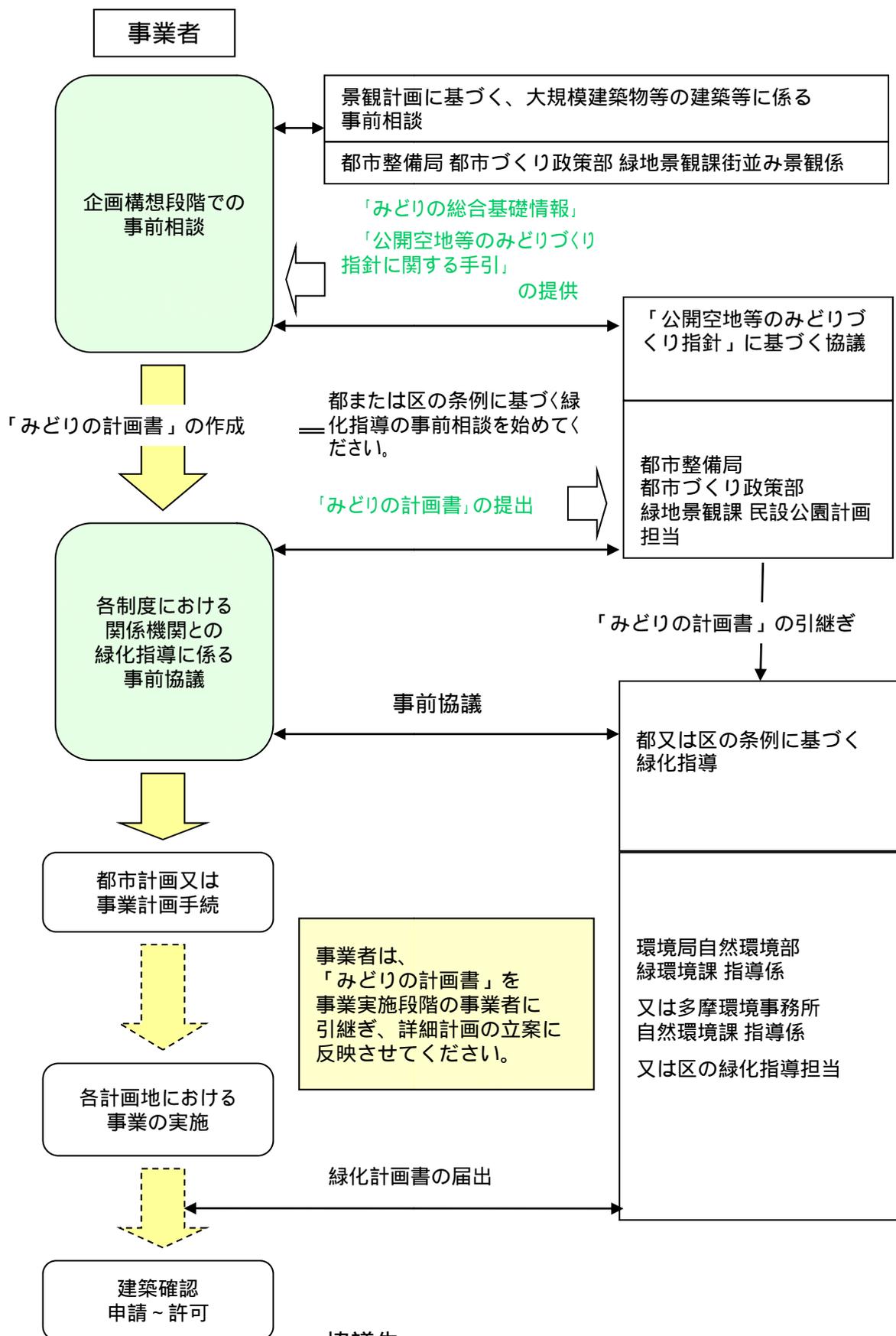
(5) 手続フロー (総合設計の場合)



協議先

東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課民設公園計画担当
東京都新宿区西新宿2-8-1都庁第二本庁舎21階中央
電話03-5321-1111内線30-291

(6) 手続フロー (総合設計以外の場合)



協議先

東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課民設公園計画担当
 東京都新宿区西新宿2-8-1都庁第二本庁舎21階中央
 電話03-5321-1111内線30-291